

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	行政書士法人ケーワイ
登録番号又は法人番号	1601301
所属する単位会	静岡県行政書士会
事務所名称	行政書士法人ケーワイ 静岡事務所
事務所所在地	静岡県静岡市葵区両替町二丁目3番地の3 青葉小路第1号店
処分年月日	令和5年3月6日
処分内容（種類）	会員の権利の停止 令和5年3月6日から令和6年3月5日まで 会則第12号の3第2項第1号から第3号まで
上記処分をした理由	令和4年9月14日付で行政書士登録抹消手続きが完了している行政書士法人ケーワイ元代表社員であるA氏に対し、業務遅延及びその際の対応について立て続けに3件の苦情申出があったことに加えて、平成28年に静岡県警察本部生活安全課から風俗営業許可申請の提出書類差し替えによる補正処理の日常化を指摘されたため。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法 (行政書士の責務) 第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 (会則の遵守義務) 第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。 日行連会則 (責務) 第59条 単位会の会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。 (品位保持) 第60条 単位会の会員は、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければならない。 (法令、会則の遵守等) 第62条 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。 2 単位会の会員は、法第19条に違反する行為が行われることがないように努めなければならない。 静岡県行政書士会会則 (責務及び報告等)

	<p>第 11 条 会員は、常に法令、連合会の会則及びこの会則を遵守して、品位を保持し、誠実に業務を行い、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努めるとともに、行政書士及び本会の信用を失墜するような行為をしてはならない。</p>
--	--